

北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

告 示

- | | | |
|--------------------------------|-------------|-----|
| ○一般競争入札(物品の賃借)の実施 | (情報政策課) | 一七二 |
| ○有害興行の指定 | (生活文化・青少年室) | 一七四 |
| ○民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域の一部改正 | (地域福祉課) | 一七四 |
| ○大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出 | (地域産業課) | 一七六 |
| ○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出(二件) | (地域産業課) | 一七六 |
| ○土地改良法による国営換地計画の決定(二件) | (農地調整課) | 一七七 |
| ○土地改良区の定款の変更の認可 | (農地調整課) | 一八〇 |
| ○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可 | (土地改良指導課) | 一八〇 |
| ○道営土地改良事業変更計画の決定 | (土地改良指導課) | 一八〇 |
| ○農業振興地域の指定の一部改正 | (土地改良指導課) | 一八〇 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の予定 | (農村計画課) | 一八〇 |
| ○知事権限に係る保安林の指定 | (治山課) | 一八〇 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 | (治山課) | 一八一 |
| ○公共測量の実施の通知(二件) | (治山課) | 一八二 |
| ○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了 | (建設部総務課) | 一八二 |
| ○道路の区域の変更(二件) | (道路計画課) | 一八二 |
| ○道路の区域の変更及び供用の開始 | (道路整備課) | 一八三 |
| ○道路の区域の変更及び供用の開始 | (道路整備課) | 一八四 |
| ○公有水面の埋立ての免許の出願 | (砂防災害課) | 一八四 |
| ○公有水面の埋立ての免許 | (砂防災害課) | 一八四 |
| ○都市計画の変更の決定 | (砂防災害課) | 一八五 |
| ○宅地建物取引業務の停止処分 | (都市計画課) | 一八六 |
| ○宅地建物取引業務による聴聞の実施 | (建築指導課) | 一八七 |
| ○高齢者の居住の安定確保に関する法律による指定登録機関の指定 | (建築指導課) | 一八七 |
| ○公印の改刻 | (法制文書課) | 一八七 |
| ○平成十三年度砂利採取業務主任者試験合格者 | (資源エネルギー課) | 一八八 |

○二級河川春採川河川整備基本方針
(河川課) 一八八

○家畜伝染病の発生
(酪農畜産課) 一八九

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(四件)
(支庁告示) 一八九

○特定調達契約(物品の購入)に係る入札の公告
(支庁告示) 一八九

○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正
(道選挙管理委員会告示) 一九一

○個人演説会等の施設の指定の一部改正
(道人事委員会規則) 一九一

○初任給、昇給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
(道人事委員会告示) 一九二

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
(道人事委員会告示) 一九二

○市町村等へ派遣される職員に係る特地位局及びその級別並びに準特地位局の指定の一部改正
(道警察本部告示) 一九二

○一般競争入札の実施に関する公告
(道警察本部告示) 一九二

公布された規則のあらまし

◇初任給、昇給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則七・一〇一〇)

一 趣旨
電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)の制定に伴い、無線従事者の操作の範囲等を定める政令(平成元年政令第三百二十五号)が廃止されたことから、無線従事者の資格について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容
「無線従事者の操作の範囲等を定める政令」を「電波法施行令」に改めることとした(別表第二関係)。

三 施行期日
この規則は、公布の日から施行することとした。

◇管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則一四・一四一)
一 趣旨

北海道地方労働委員会事務局の組織に関する規則の改正に伴い、管理職員等の職目を定めることとするため、この規則を制定するものとす。

- 二 内 容
地方労働委員会事務局に置かれた参事及び管理職員等と規定するものとす。
- 三 施行期日
この規則は、公布の日から施行するものとす。

告 示

北海道告示第1988号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成13年11月30日

- 1 入札に付する事項
北海道知事 堀 達 也

- (1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量
インターネット機器 一式（1月当たりの単価）
（別紙のとおり）
- (2) 調達をする賃借物品等の仕様等
入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成14年2月1日（金）
- (4) 契 約 期 間 平成14年2月1日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年1月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

- (5) 納 入 場 所 別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該物品の障害発生時等に、速やかな対応のとれる体制を有すること。
- (4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする

者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申 請 の 時 期 平成13年11月30日から12月13日まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部情報政策課
電話番号 011－231－4111 内線 23－226
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部情報政策課

- 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部情報政策課

- (2) 入 札 日 時 平成13年12月17日（月）午前10時

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

- 6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

- 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部情報政策課

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

- 8 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

- 9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

- 10 契約書作成の要否

- 11 そ の 他

- (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

- 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
- また、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道総合企画部情報政策課
- イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
- 電話番号 011－231－4111 内線 23－226
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

別紙

項番	名 称	数 量	単 位
1	WWWサーバ機器 サーバ本体 外付け増設ディスク装置 SCSIホストアダプタ 磁気テープ装置 全文検索ソフト ウイルスチェックソフト（追加ライセンス） 自動シャットダウンソフト OSソフト	1 1 1 1 1 1 1 1 1	式 式 式 式 式 式 式 式 式
2	Fire Wall サーバ サーバ本体 増設LANアダプタ CD-ROMドライブ 磁気テープ装置 Fire Wall ソフト 自動シャットダウンソフト 自動シャットダウンソフト（ケーブル&ライセンス） OSソフト	2 2 2 2 1 1 1 1 1	式 式 式 式 式 式 式 式 式
3	HTTP/FTPウイルスチェックサーバ サーバ本体 CD-ROMドライブ	3 3 3	式 式 式

	増設ディスク 増設メモリ ウイルスチェックソフト（追加ライセンス） 自動シャットダウンソフト（ケーブル&ライセンス） OSソフト	3 6 3 3 3	式 式 式 式 式
4	Mail &ウイルスチェックサーバ サーバ本体 CD-ROMドライブ ウイルスチェックソフト（追加ライセンス） 自動シャットダウンソフト（ケーブル&ライセンス） OSソフト	1 1 1 1 1 1	式 式 式 式 式 式
5	内部DNSサーバ サーバ本体 CD-ROMドライブ 磁気テープ装置 自動シャットダウンソフト（ケーブル&ライセンス） OSソフト	1 1 1 1 1 1	式 式 式 式 式 式
6	コンソールサーバ サーバ本体 CD-ROMドライブ 磁気テープ装置 自動シャットダウンソフト（ケーブル&ライセンス） OSソフト	1 1 1 1 1 1	式 式 式 式 式 式
7	回線対応設備 ルータ装置本体 I/Oコントローラ ネットワーキングプロセッシング シリアルモジュール イーサネットモジュール シリアルケーブル ターミナルアダプタ	1 1 1 1 1 1 1 1	式 式 式 式 式 式 式 式
8	その他 UPS UPS 拡張シリアル(A) UPS 拡張シリアル(B) Netra t1用増設メモリ	2 1 1 1 1	式 式 式 式 式

	自動シャットダウンソフト(ケーブアル&ライセンス) 日本語システム管理者向けマニュアル	1 1	式 式
--	--	--------	--------

北海道告示第1989号

北海道青少年保護育成条例 (昭和30年北海道条例第17号) 第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也		
興行の 種 別	興 行 の 題 名	制作会社又は 配 給 会 社
邦 画	熟女温泉女将 うまのり	新日本映像
	三十路女の濡れ床屋	同
	痴漢電車 魅せませう巨乳	オーピー映画
	痴漢バス2 三十路の日照り	同
	愛人秘書 美尻蜜まみれ	同
	愛人物語 くわえてあげる	新東宝映画
	若妻 敏感な茂み	オーピー映画
北海道知事 堀 達 也		
指定の理由		
著しく粗暴性、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため		

北海道告示第1990号

昭和28年北海道告示第1799号 (民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域) の一部を次のように改正する。

平成13年11月30日

別表の一市の区域の表函館市の項中「六四二一人」を「六四七一人」に改め、同表小樽市の項中「三三三五人」を「三四五五人」に改め、同表室蘭市の項中「二二五一人」を「二二五六一人」に改め、同表釧路市の項中「三九八一人」を「四〇九一人」に改め、同表帯広市の項中「三二七一人」を「三三三五人」に改め、同表北見市の項中「二二〇一人」を「二二一九一人」に改め、同表夕張市の項中「五九人」を「六〇人」に改め、同表稚内市の項中「一八七一人」を「一九六一人」に改め、同表網走市の項を次のように改める。

網走市	一〇四 人	第一地区民生 委員協議会	南一条から南十四条まで、錦町、台町、桂町
-----	-------	-----------------	----------------------

第二地区同	北一条から北十二条まで、海岸町、緑町、新町、三眺、大曲、向陽ヶ丘、明治、二ツ岩、美岬、天都山、呼人
第三地区同	駒場南、駒場北、つくしヶ丘、潮見、八坂
第四地区同	二見ヶ岡、越歳、喜多山、卯原内、平和、能取
第五地区同	鯉浦、藻琴、山里、稲富、豊郷、中園、昭和、北浜のうち浜藻琴、東網走
第六地区同	北浜(浜藻琴を除く。)、丸万、実豊、音根内、浦士別、清浦

同表留萌市の項中「八一一人」を「八七一人」に改め、同表稚内市の項中「三三三二人」を「三三三八一人」に改め、同表稚内市の項を次のように改める。

稚内市	一一二 人	稚内市北地区 民生委員協議 会	北五、北栄、北七、日吉、恵比須、稚恵、今恵、ノシャップ、近布、富士見、ウロンナイ坂の下、抜海、クトネベツ上勇知、下勇知
		稚内市中央地区 同	南一、南二、南三、南四、北一、北二、北三、北四、中央南五、南六、港五、大黒一、末広
		稚内市南地区 同	緑一、緑ヶ丘、緑第二、ひかり、ひばり、緑宿舎、こまどり、さくらヶ丘、大黒二、大黒三、潮見一、栄
		稚内市東地区 同	潮見第二、荻見、はまなす、仲好、富岡、声問、朝日、更喜苦内

稚内市天北地区同		恵北（旧幕別、樺岡、沼川西、曙、川南、豊別、天興
稚内市宗谷地区同		曲渕、上声間、増幌
富磯、宗谷、清浜、大岬、東浦		

回表美幌市の項中「八三人」を「八八八」に改め、回表雄勝市の項中「六五人」を「六八八」に改め、回表江別市の項中「三三一人」を「二四一人」に改め、回表名寄市の項中「七一人」を「七九人」に改め、回表十勝市の項中「一八四人」を「二〇五人」に改め、「栄町」の下に「北栄の一部」を言え、「湖畔」を「支笏湖温泉」に、「水明、丸駒」を「水明郷、幌美内」に、「ポロピナイ」の下に「支寒内、奥潭、新星」を言え、「豊里」の下に「流通の一部」を「根志越の一部」の下に「清流、幸福」を言え、「北栄」を「北栄の一部」に改め、「上長部の一部」の下に「あずち」を「駒里」の下に「流通の一部」を加える。

回表滝三市の項中「一一〇人」を「一一六人」に改め、回表深川市の項中「七四人」を「七九人」に改め、回表釧路市の項中「五四人」を「五六人」に改め、回表登別市の項中「二五人」を「二九人」に、

中央西地区同
柏木町、富士町、片倉町、新川町、桜木町、緑町、川上町、青葉町、鉾山町

を

中央西地区同
柏木町、富士町、片倉町、新川町、鉾山町

に、

鷺別地区同
栄町、鷺別町、大和町

を

鷺別地区同
栄町、鷺別町

に、

上鷺別地区同
若山町、富岸町、新生町、若草町、美園町、上鷺別町

を

緑陽地区同

桜木町、緑町、川上町、青葉町、若山町、栄町、富岸町、

美園・若草地地区同	新生町、大和町 若草町、美園町、上鷺別町
-----------	-------------------------

に改める。

回表鶴居市の項中「一一四人」を「一二六人」に改め、回表石狩市の項中「一一〇八人」を「一一〇九人」に改める。

回表一の区域の表新緑村の項中「九人」を「一〇人」に改め、回表厚田町の項中「二二人」を「一三人」に改め、回表浜路村の項中「二二人」を「一三人」に改め、回表知内町の項中「一七人」を「一八人」に改め、回表上磯町の項中「八〇人」を「九〇人」に改め、回表七飯町の項中「七一人」を「七三人」に改め、回表日井町の項中「一三人」を「一四人」に改め、回表鹿山町の項中「一六人」を「一七人」に改め、回表後志村の項中「六人」を「七人」に改め、回表鹿部町の項中「二二人」を「一三人」に改め、回表砂原町の項中「一八人」を「一九人」に改め、回表厚沢部町の項中「二〇人」を「二一人」に改め、回表乙部町の項中「一七人」を「一八人」に改め、回表大成町の項中「一十人」を「一五人」に改め、回表美幌市の項中「一七人」を「一八人」に改め、回表鶴岡村の項中「一〇人」を「一一人」に改め、回表黒松内町の項中「一七人」を「一八人」に改め、回表釧路町の項中「二〇人」を「二一人」に改め、回表いそり町の項中「一四人」を「一五人」に改め、回表真狩村の項中「一〇人」を「一一人」に改め、回表静内町の項中「一四人」を「一五人」に改め、回表京極町の項中「一四人」を「一五人」に改め、回表泊村の項中「一三人」を「一四人」に改め、回表神恵内村の項中「七人」を「八人」に改め、回表樺丹町の項中「一八人」を「一九人」に改め、回表古平町の項中「一六人」を「一七人」に改め、回表仁木町の項中「一四人」を「一五人」に改め、回表赤井川村の項中「八人」を「九人」に改め、回表北村の項中「一三人」を「一四人」に改め、回表南幌町の項中「二三人」を「二三人」に改め、回表上砂川町の項中「二四人」を「二五人」に改め、回表由仁町の項中「一九人」を「二一人」に改め、回表月形町の項中「一五人」を「一六人」に改め、回表浦臼町の項中「九人」を「一〇人」に改め、回表珠瑛牛町の項中「一四人」を「一五人」に改め、回表秩父別町の項中「一〇人」を「一一人」に改め、回表雨竜町の項中「一二人」を「一三人」に改め、回表北竜町の項中「九人」を「一〇人」に改め、回表沼田町の項中「一六人」を「一五人」に改め、回表幌加内町の項中「一四人」を「一三人」に改め、回表鷹栖町の項中「二二人」を「二三人」に改め、回表東神楽町の項中「一六人」を「一七人」に改め、回表当麻町の項中「一九人」を「二〇人」に改め、回表比布町の項中「一四人」を「一五人」に改め、回表愛別町の項中「一四人」を「一五人」に改め、回表東川町の項中「二一人」を「二二人」に改め、回表中富良野町の項中「六人」を「十人」に改め、回表南富良野町の項中「一四人」を「一五人」に改め、回表占冠村の項中「八人」を「九人」に改め、回表剣淵町の項中「一三人」を「一四人」に改め、回表風連町の項中「一八人」を「一九人」に改め、回表中川町の項中

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年4月1日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
帯広弥生通ショッピングセンター2番街
帯広市西8条南29丁目5-1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 株式会社福原 代表取締役 福原 朋治
帯広市西22条北1丁目13番地
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社しまむら	さいたま市宮原町2丁目19番4号	代表取締役社長 藤原秀次郎
株式会社キタムラ	高知市本町4丁目1番16号	代表取締役 北村 正志

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成14年7月17日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,405㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数
67台
- イ 駐輪場の収容台数
40台
- ウ 荷さばき施設の面積
79㎡
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
51㎡
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

「一四」を「一二」に改め、同表小平町の項中「一七」を「一五」に改め、同表初山別村の項中「七」を「八」に改め、同表遠別町の項中「一六」を「一七」に改め、同表天塩町の項中「二〇」を「二一」に改め、同表幌延町の項中「一一」を「一二」に改め、同表猿払村の項中「一五」を「一六」に改め、同表浜頓別町の項中「一七」を「一八」に改め、同表中頓別町の項中「一六」を「一五」に改め、同表歌登町の項中「一三」を「一四」に改め、同表豊富町の項中「二〇」を「二一」に改め、同表礼文町の項中「一七」を「一八」に改め、同表利尻富士町の項中「一七」を「一八」に改め、同表利尻町の項中「一七」を「一八」に改め、同表東藻琴村の項中「一一」を「一二」に改め、同表女満別町の項中「一七」を「一八」に改め、同表斜里町の項中「四二」を「四三」に改め、同表清里町の項中「一六」を「一七」に改め、同表小清水町の項中「一六」を「二〇」に改め、同表端野町の項中「一五」を「一六」に改め、同表訓子府町の項中「一八」を「一九」に改め、同表置戸町の項中「一四」を「一五」に改め、同表常呂町の項中「一六」を「二〇」に改め、同表丸瀬布町の項中「一一」を「一二」に改め、同表上湧別町の項中「二〇」を「二一」に改め、同表興部町の項中「一八」を「一九」に改め、同表西興部村の項中「八」を「九」に改め、同表雄武町の項中「二〇」を「二一」に改め、同表豊浦町の項中「一六」を「二〇」に改め、同表大滝村の項中「一八」を「一九」に改め、同表壮瞥町の項中「一一」を「一二」に改め、同表早来町の項中「一六」を「一八」に改め、同表追分町の項中「一六」を「一七」に改め、同表厚真町の項中「一六」を「二〇」に改め、同表穂別町の項中「一八」を「二〇」に改め、同表新冠町の項中「二〇」を「二一」に改め、同表静内町の項中「六二」を「六三」に改め、同表様似町の項中「二〇」を「二一」に改め、同表音更町の項中「一五」を「二〇」に改め、同表士幌町の項中「一八」を「一九」に改め、同表鹿追町の項中「一六」を「二〇」に改め、同表芽室町の項中「四二」を「四三」に改め、同表中札内村の項中「一一」を「一二」に改め、同表更別村の項中「一一」を「一二」に改め、同表忠類村の項中「一八」を「一九」に改め、同表陸別町の項中「一六」を「一八」に改め、同表釧路町の項中「四二」を「四三」に改め、同表鶴居村の項中「一三」を「一四」に改め、同表音別町の項中「一八」を「一九」に改め、同表中標津町の項中「五〇」を「五四」に改め、同表標津町の項中「二〇」を「二一」に改め、同表羅臼町の項中「一六」を「二〇」に改める。

北海道告示第191号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後8時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時から午後9時15分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後8時まで
2 届出年月日
平成13年11月16日
3 届出書等の縦覧
(1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道十勝支庁商工労働観光課
帯広市商工観光部商業課
(2) 縦覧期間
平成13年11月30日（金）から平成14年4月1日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）
(3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで。ただし、帯広市は午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1992号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。
なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年4月1日までには北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。
平成13年11月30日

1 届出事項の概要
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

北海道知事 堀 達 也

株式会社福原 代表取締役 福原 朋治 帯広市西22条北1丁目13番地 (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 新西帯広ショッピングセンター 帯広市西23条南3丁目62-1はか (3) 変更しようとする事項 ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 開店時刻 ホーワック株式会社を除く小売業者 午前10時 (ただし、年間10日午前9時) ホーワック株式会社 午前9時30分 午後8時 (変更後) 開店時刻 ホーワック株式会社を除く小売業者 午前10時 (ただし、年間60日午前9時) ホーワック株式会社 午前9時 ホーワック株式会社 午後9時45分 閉店時刻 ホーワック株式会社を除く小売業者 午後9時 ホーワック株式会社 午後9時 (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前9時30分から午後8時15分まで (ただし、午前9時開店の場合は、午前9時から午後8時15分まで) (変更後) 午前9時から午後10時まで (4) 変更する年月日 平成13年12月1日 (5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名			
小売業を行う者の氏名 又は 名称	住 所	代 表 者 の 氏 名	
株式会社福原	帯広市西22条北1丁目13番地	代表取締役 福原 朋治	

株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹
株式会社ニーステップ	東京都中央区新川1丁目22番15号	代表取締役 高田 覚司
株式会社タツミヤ	東京都八王子市曉町1丁目32番13号	代表取締役 曲洺恵美子
齋藤 美洋	河東郡音更町桜が丘2番地17	
株式会社丸信増山商会	河東郡音更町木野大通東4丁目1番地	代表取締役 増中 文正
有限会社向井茶舗	帯広市西18条南3丁目2番7号	代表取締役 向井 崇
有限会社尾田新生園	河西郡芽室町本通1丁目19番地	代表取締役 尾田 恵子
株式会社柳月	河東郡音更町字下音更北9線西18ー2	代表取締役 田村 昇
有限会社ふくら工房	帯広市東2条南8丁目20番地	代表取締役 橋本 崇司
ホーテック株式会社	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号	代表取締役社長 前田 勝敏

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,946㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

353台

(イ) 駐輪場の収容台数

195台

(ウ) 荷さばき施設の面積

363㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量

83㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

4か所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成13年11月14日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道十勝支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成13年11月30日（金）から平成14年4月1日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1993号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年4月1日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着することができると提出すること。平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社福原 代表取締役 福原 明治

帯広市西22条北1丁目13番地

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピング・ランドいっきゅう2番館

帯広市西19条南2丁目48ー1（ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)
開店時刻 午前10時 (ただし、年間20日午前9時)
閉店時刻 午後9時 (ただし、年間60日午後10時)
(変更後)
開店時刻 午前10時 (ただし、年間70日午前9時)
閉店時刻 ゼビオ株式会社を除く小売業者 午後9時45分
ゼビオ株式会社 午後9時
(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)
午前10時から午後9時15分まで (ただし、午前9時開店・午後10時閉店の場合は、午前9時から午後10時15分まで)
(変更後)
午前10時から午後10時まで (ただし、午前9時開店の場合は、午前9時から午後10時まで)
(4) 変更する年月日
平成13年12月1日
(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名称又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社福原	帯広市西22条北1丁目13番地	代表取締役 福原 朋治
株式会社大志堂	札幌市北区北29条西4丁目2番1	代表取締役 丸山 信雄
株式会社ツツウラ	帯広市西3条南29丁目1番地12	代表取締役 松浦 巖
有限会社ヘルスバンク	帯広市西5条南14丁目11番地	代表取締役 千場 敬三
株式会社まるいと	帯広市西2条南8丁目20番地	代表取締役 高田 二郎

株式会社マルセレストア	帯広市西20条南2丁目10番6号	代表取締役 高館 徳美
有限会社ふくら工房	帯広市東2条南8丁目20番地	代表取締役 橋本 崇司
株式会社フイッシュランド	札幌市中央区南3条東4丁目1番地20	代表取締役社長 佐藤 隆士
株式会社柳月	河東郡音更町字下音更北9線西18-2	代表取締役 田村 昇
尾田 憲子	河西郡芽室町新生南5線23番地	
株式会社河野産業	帯広市西3条南8丁目19番地	代表取締役 河野 良弘
有限会社珈琲専科ヨシダ	帯広市新町東11丁目19番地-1	代表取締役 吉田とよ子
ゼビオ株式会社	郡山市朝日3丁目7番35号	代表取締役 諸橋 延蔵

- イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,563m²
ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(ア) 駐車場の収容台数
294台
(イ) 駐輪場の収容台数
132台
(ウ) 荷さばき施設の面積
175m²
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量
53m³
エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(ア) 駐車場の自動車の出入口の数
7か所
(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時30分から午後7時30分まで

2 届出年月日

平成13年11月14日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道十勝支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成13年11月30日（金）から平成14年4月1日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1994号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、八雲町ユーラップ地区（第6工区・第7工区）の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道渡島支庁に備え置いて、平成13年11月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1995号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、下川町新下川地区（班渓工区）の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成13年11月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1996号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成13年11月21日、沙流土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1997号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、深川土地改良区が管理する花園頭首工に係る管理規程の廃止を認可した。

平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

廃止した管理規程の概要

花園頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第1998号

道営土地改良（北音更地区畑地帯総合整備【担い手育成型】（農業用排水、農道、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成13年12月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1999号

昭和45年北海道告示第2678号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農村計画課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

1 昭和45年北海道告示第2678号の一部を次のように改正する。

大野地域の事項中「平成10年北海道告示第461号」を「平成13年北海道告示第1863号」に改める。

足寄地域の事項中「平成6年足寄町告示第29号」を「平成13年足寄町告示第51号」に改める。

2 昭和46年北海道告示第2814号の一部を次のように改正する。

常呂地域の事項中「字栄浦の一部」を改める。

（縦覧に供する農業振興地域の区域を表示した図面のとおり）

3 昭和45年北海道告示第703号の一部を次のように改正する。

芽室地域の事項中「平成12年北海道告示第569号」を「平成13年北海道告示第1863号」に改める。

北海道告示第2000号

森林法（昭和26年法律第219号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

1 保安林予定森林の所在 場所 古宇郡神恵内村大字神恵内村95の2、字アイタウス山ノ上611の2・2003・2004の1・2004の3・2004の4（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、611の1、字ニノ目沢308から310まで、大字赤石村字ニノ目山ノ上479の1

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁経済部林務課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2001号

森林法（昭和26年法律第219号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 保安林の所在場所 常呂郡佐呂間町字幌岩12の3、20の6、21の2、字浜佐呂間35、251の1、252の3、252の16、252の17

(2) 指 定 の 目 的 魚つき

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 次の森林については、主伐は、択伐による。

字浜佐呂間35、251の1、252の3、252の16、252の17

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林の所在場所 常呂郡常呂町字柴浦242の1・376（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、236の1、236の9、237の1、372から374まで、377、378、字岐阜757の3

(2) 指 定 の 目 的 魚つき

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 次の森林については、主伐は、択伐による。

字柴浦242の1、372から374まで、376から378まで、字岐阜757の3

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び常呂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林の所在場所 紋別郡湧別町字芭露206・219（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、220、221の1、1723から1727まで、1728の1、1863の1、1864、1866の1、1867の1、字志撫子1、2の1、7、26、219、220の1、220の3、字計呂地13、15、16、23、24の1、24の3

(2) 指 定 の 目 的 魚つき

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び湧別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2002号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除予定保安林の所 様似郡様似町字平字18の1・18の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所 様似郡様似町字平字18の19（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 解除予定保安林の所 河東郡士幌町字士幌166の6・166の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 4(1) 解除予定保安林の所 河東郡士幌町字中士幌163の1・163の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2003号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（函館江差自動車道計画図作成）
- 2 作業期間 平成13年11月12日から平成14年3月26日まで
- 3 作業地域 上磯町、木古内町

北海道告示第2004号

網走開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（網走港外1港 水準測量）
- 2 作業期間 平成13年10月18日から12月10日まで
- 3 作業地域 網走市、斜里町

北海道告示第2005号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事の次のとおり完了する。

平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 路 線 名 長沼町道長沼新道線
- (2) 工 事 区 間 夕張郡長沼町2980番2地先から夕張郡長沼町548番51地先まで
- (3) 工 事 の 種 類 改築

- (4) 工事完了の日 平成13年11月5日
- (2(1) 路線名 礼文町道浜中西上泊線
- (2) 工 事 区 間 礼文郡礼文町大字船泊村字大沢413番2地先から
礼文郡礼文町大字船泊村字大沢676番1地先まで
- (3) 工 事 の 種 類 改築
- (4) 工事完了の日 平成13年12月13日

北海道告示第2006号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道道		間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	路 線 名 区							
濁川温泉線	茅部郡森町字本茅部町617番地先（河川敷地）から 茅部郡森町字本茅部町617番地まで			前	13.50mから 20.80mまで	206.30m	――	北海道函館土木現業所
				前	11.60mから 14.00mまで	244.85m	――	
				後	13.50mから 20.80mまで	206.30m	――	
				前	10.91mから 13.02mまで	330.90m	――	北海道帯広土木現業所
忠別清水線	上川郡新得町屈足柏町1丁目45番1地先から 上川郡新得町屈足旭町2丁目1番1地先まで			後	13.48mから 16.00mまで	330.90m	――	
				前	6.37mから 43.50mまで	581.67m	――	同
瀬多来吉野線	十勝郡浦幌町字平和96番8地先から 十勝郡浦幌町字平和1番1地先まで			後	43.50mから 6.37mから	581.67m	――	
				後	12.00mから 50.73mまで	593.36m	――	
根室浜中釧路線	根室市昆布盛139番1地先から 根室市浜松26番7地先まで			前	15.29mから 63.50mまで	1,864.14m	――	北海道釧路土木現業所
				後	15.29mから 63.90mまで	1,864.14m	――	
別海厚岸線	厚岸郡浜中町大字後静村字丹朱別原野141番1地先から 厚岸郡浜中町大字後静村字丹朱別原野西8線65番13地先まで			前	15.27mから 30.32mまで	2,011.50m	――	同
				後	15.27mから 30.32mまで	2,011.50m	――	

阿 寒 標 茶 線	阿寒郡阿寒町字舌辛原野19番46番7地先から 阿寒郡阿寒町字舌辛21番4地先まで	後 21.45mから 35.90mまで	1,931.37m	—	北海道釧路土木現業所
		前 25.62mから 71.66mまで	510.66m	—	
		後 21.49mから 68.43mまで	510.66m	—	

北海道告示第2007号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 道路の種類 道道
(2) 路 線 名 静内浦河線
(3) 道路の区域 区

変更前 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間
後の別

浦河郡浦河町東町の み4丁目447番1地先から 浦河郡浦河町東町の み4丁目440番地まで	前 16.80mから 82.00mまで	534.00m	—	
	前 28.50mから 82.00mまで	420.00m	—	
	後 28.50mから 82.00mまで	420.00m	—	

- 2(1) 道路の種類 道道
(2) 路 線 名 室蘭港線
(3) 道路の区域 区

変更前 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間
後の別

室蘭市祝津町1丁目124 番1地先から室蘭市築地 町124番2地先まで	前 18.00mから 18.00mまで	211.00m	—	
	前 18.00mから 18.00mまで	201.16m	—	
	後 18.00mから 18.90mまで	211.00m	—	

北海道告示第2008号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成13年11月30日

後 18.00mから
18.00mまで 201.16m —

- 1 道路の種類 道道
2 路 線 名 三和剣淵線
3 道路の区域 区

北海道知事 堀 達 也

変更前 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間
後の別

上川郡和寒町字三和1124 番地先（道道和寒幌加内 線交点）から上川郡和寒 町字三和1007番地先まで	前 11.00mから 17.00mまで	622.78m	—	道道和寒幌加内線における 7.00mの間
上川郡和寒町字三和395 番3地先（道道和寒幌加 内線交点）から上川郡和 寒町字三和1007番地先ま で	前 14.00mから 25.60mまで	622.78m	—	道道和寒幌加内線における 12.00mの間
	後 14.00mから 25.60mまで	622.78m	—	道道和寒幌加内線における 12.00mの間

北海道告示第2009号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から起算し3週間、公衆の縦覧に供する。
平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

- 1 出 願 の 年 月 日 平成13年10月31日
- 2 出 願 者 北海道
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道知事 堀 達也
- 3 埋 立 区 域 小樽市祝津3丁目416番地先の公有水面
- (1) 位 置 次の1の地点から11の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と11の地点を結んだ線によって囲まれた区域
- (2) 区 域 ただし、12の地点から28の地点までを順次に結んだ線及び12の地点と28の地点とを結んだ線によって囲まれた区域を除く。

- 1の地点 3級基準点H13－37の地点（北緯43度13分56秒9762、東経141度01分09秒2084 X＝－84.968、454、Y＝62.472.637）から方向角185度33分40秒の方向57.56mの地点
- 2の地点 1の地点から方向角112度06分58秒の方向9.84mの地点
- 3の地点 2の地点から方向角181度14分05秒の方向3.70mの地点
- 4の地点 3の地点から方向角91度43分06秒の方向1.00mの地点
- 5の地点 4の地点から方向角181度47分24秒の方向3.20mの地点
- 6の地点 5の地点から方向角92度56分23秒の方向3.70mの地点
- 7の地点 6の地点から方向角1度43分39秒の方向1.49mの地点
- 8の地点 7の地点から方向角163度03分03秒の方向100.83mの地点
- 9の地点 8の地点から方向角253度02分49秒の方向10.07mの地点
- 10の地点 9の地点から方向角269度11分11秒の方向7.39mの地点
- 11の地点 10の地点から方向角343度03分03秒の方向100.00mの地点
- 12の地点 3級基準点H13－37の地点（北緯43度13分56秒9762、東経141度01分09秒2084 X＝－84.968、454、Y＝62.472.637）から方向角178度12分44秒の方向61.22mの地点
- 13の地点 12の地点から方向角180度34分17秒の方向7.01mの地点
- 14の地点 13の地点から方向角163度07分54秒の方向18.50mの地点
- 15の地点 14の地点から方向角162度46分21秒の方向5.53mの地点
- 16の地点 15の地点から方向角162度58分02秒の方向5.42mの地点

- 17の地点 16の地点から方向角162度50分38秒の方向5.52mの地点
- 18の地点 17の地点から方向角162度55分11秒の方向5.61mの地点
- 19の地点 18の地点から方向角163度01分32秒の方向5.58mの地点
- 20の地点 19の地点から方向角162度43分27秒の方向5.45mの地点
- 21の地点 20の地点から方向角162度52分55秒の方向5.50mの地点
- 22の地点 21の地点から方向角163度01分57秒の方向6.54mの地点
- 23の地点 22の地点から方向角162度56分35秒の方向4.60mの地点
- 24の地点 23の地点から方向角163度01分38秒の方向5.47mの地点
- 25の地点 24の地点から方向角252度51分17秒の方向3.35mの地点
- 26の地点 25の地点から方向角350度24分29秒の方向10.98mの地点
- 27の地点 26の地点から方向角343度13分25秒の方向66.10mの地点
- 28の地点 27の地点から方向角3度13分28秒の方向5.68mの地点
- (3) 面 積 1,681.97㎡

4 埋立に関する工事の施行区域

- (1) 位 置 小樽市祝津3丁目416番地先
- (2) 区 域 次の1の地点から7の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と7の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

- 1の地点 3級基準点H13－37の地点（北緯43度13分56秒9762、東経141度01分09秒2084 X＝－84.968、454、Y＝62.472.637）から方向角191度31分04秒の方向26.11mの地点

- 1の地点から方向角113度13分39秒の方向12.52mの地点
- 2の地点 1の地点から方向角182度12分56秒の方向35.51mの地点
- 3の地点 2の地点から方向角163度07分58秒の方向2.05mの地点
- 4の地点 3の地点から方向角92度56分27秒の方向2.51mの地点
- 5の地点 4の地点から方向角1度43分39秒の方向1.49mの地点
- 6の地点 5の地点から方向角163度03分03秒の方向58.44mの地点
- 7の地点 6の地点から方向角73度02分59秒の方向17.60mの地点
- 8の地点 7の地点から方向角246度49分47秒の方向30.44mの地点
- 9の地点 8の地点から方向角301度52分49秒の方向17.49mの地点
- 10の地点 9の地点から方向角343度03分04秒の方向104.52mの地点
- (3) 面 積 4,332.64㎡
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第2010号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

1 免 許 年 月 日 平成13年11月20日

2 免許を受けた者

(1) 名 称 北海道

(2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

3 埋 立 区 域

(1) 位 置

檜山郡江差町字泊町6番、7番、9番、12番、13番、18番、19番、20番1、20番2、23番、24番、25番1、25番2、26番、27番、30番及び31番地先の公有水面

(2) 区 域

次の①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

①の地点

3級基準点3－01（北緯41度53分11秒1258、東経140度08分18秒7136 X＝－234.745.371、Y＝－9.249.610）から方向角350度56分17秒の方向94.03mの地点

②の地点

①の地点から方向角114度06分36秒の方向20.82mの地点

③の地点

②の地点から方向角21度53分12秒の方向100.37mの地点

④の地点

③の地点から方向角291度52分14秒の方向2.00mの地点

⑤の地点

④の地点から方向角201度53分12秒の方向98.09mの地点

⑥の地点

⑤の地点から方向角294度06分41秒の方向18.74mの地点

(3) 面 積

241.99m²

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置

檜山郡江差町字泊町1番2、4番1、4番2、6番、7番、9番、12番、13番、18番、19番、20番1、20番2、23番、24番、25番1、25番2、26番、27番、30番及び31番地先並びに1番2

(2) 区 域

次の①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑦の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

①の地点

3級基準点3－01（北緯41度53分11秒1258、東経140度08分18秒7136 X＝－234.745.371、Y＝－9.249.610）から方向角342度45分52秒の方向79.39mの地点

②の地点

①の地点から方向角97度53分12秒の方向11.45mの地点
②の地点から方向角139度16分58秒の方向11.05mの地点

②の地点から方向角111度53分10秒の方向17.57mの地点

③の地点

②の地点から方向角144度50分06秒の方向12.18mの地点

④の地点

③の地点から方向角11度39分18秒の方向19.56mの地点

⑤の地点

④の地点から方向角18度15分41秒の方向7.94mの地点

⑥の地点

⑤の地点から方向角42度13分27秒の方向9.78mの地点

⑦の地点

⑥の地点から方向角19度35分37秒の方向10.00mの地点

⑧の地点

⑦の地点から方向角24度10分41秒の方向10.00mの地点

⑨の地点

⑧の地点から方向角19度57分17秒の方向15.00mの地点

⑩の地点

⑨の地点から方向角29度44分10秒の方向19.65mの地点

⑪の地点

⑩の地点から方向角19度22分52秒の方向12.19mの地点

⑫の地点

⑪の地点から方向角30度12分52秒の方向13.49mの地点

⑬の地点

⑫の地点から方向角4度32分59秒の方向12.78mの地点

⑭の地点

⑬の地点から方向角291度53分11秒の方向28.39mの地点

⑮の地点

⑭の地点から方向角201度53分13秒の方向98.05mの地点

⑯の地点

⑮の地点から方向角294度06分32秒の方向18.70mの地点

(3) 面 積

3.940.23m²

5 埋立地の用途

漁港施設用地

北海道告示第2011号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり

変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

1 小樽都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別

名 称

起 点

終 点

主な経過地

幹線街路

3・2・4号 臨 港 線

小樽市稲穂4丁目

小樽市勝納町

小樽市色内1丁目

幹線街路

3・4・17号 朝里温泉通

小樽市新光2丁目

小樽市朝里川

小樽市新光5丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとり方）

温泉2丁目

2 当別都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
- 種 別 名 称 起 点 終 点 主 な 経 過 地
- 幹線街路 3・4・3号 中央通 当別町緑町 当別町若葉 当別町弥生
- (縦覧に供する都市計画の図書のとり)

北海道告示第2012号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次の宅地建物取引業者に対し宅地建物取引業の業務について停止処分をしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成13年11月30日

- 1 住 所 札幌市白石区北郷3条11丁目5番17号 北海道知事 堀 達 也
- 2 商号又は名称 有限会社 永見産業
- 3 代表者氏名 代表取締役 長屋 興一
- 4 免許証番号 北海道知事石狩9第1782号
- 5 業務停止の期間 平成13年12月3日から平成14年3月2日までの3月間
- 6 業務停止の範囲 宅地建物取引業の全業務

北海道告示第2013号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定に基づく聴聞を次のとおり行うこととしたので、同条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成13年11月30日

- 1(1) 聴聞の期日 北海道知事 堀 達 也
- 平成13年12月17日 午前10時から
- (2) 聴聞の場所 札幌市中央区北3条西7丁目 石狩支庁4階中会議室
- (3) 被聴聞者の住所、商号又は名称及び氏名
- ア 住 所 札幌市東区東苗穂6条3丁目1番12号
- イ 商号又は名称 有限会社 藤宅建
- ウ 代表者氏名 代表取締役 藤川 浩二
- 2(1) 聴聞の期日

平成13年12月17日 午前11時から

- (2) 聴聞の場所 札幌市中央区北3条西7丁目 石狩支庁4階中会議室
- (3) 被聴聞者の住所、商号又は名称及び氏名
- ア 住 所 札幌市東区北17条東15丁目4番30号
- イ 商号又は名称 株式会社ハウスウェーブ
- ウ 代表者氏名 代表取締役 越後 雅仁

北海道告示第2014号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第17条第1項の規定により指定登録機関を次のとおり指定した。

平成13年11月30日

- 1 名称及び住所 北海道知事 堀 達 也
- 財団法人北海道建築指導センター
- 札幌市中央区北4条西5丁目1番地
- 2 登録事務の範囲
- 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務の全部
- 3 登録事務を行う事務所の所在地
- 札幌市中央区北4条西5丁目1番地
- 4 登録事務の開始の日
- 平成13年12月3日

公 報

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第8条第2項の規定により、平成13年11月30日、公印の改刻について次のとおり公印台帳に登録した。

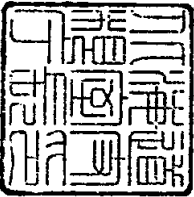
平成13年11月30日

- 1 改刻後の公印 北海道知事 堀 達 也

公印の名称	備置き機関名	用途	印	影	寸	法	使用開始年月日

第1319号

北 海 道 公 報

北海道根室 支庁長印	北海道根室 庁 支	一般 書 用		方 25ミリ メートル	平成 13.12. 3
---------------	--------------	-----------	---	-------------------	----------------

2 改刻前の公印

公 印 の 名 称	備 置 き 機 関 名	用 途	寸 法
北海道根室支庁長印	北海道根室支庁	一般文書用	方25ミリメートル

平成13年11月9日実施の平成13年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成13年11月30日

北海道知事 堀 達 也

受 験 地 方	受 験 番 号	氏 名
札幌市	1	氏 堀 川 武 美
	2	増 井 又 信 隆
	6	鹿 杉 浦 信 輔
	9	佐 藤 国 肇
	12	佐 藤 尚 俊
	13	石 館 嶋 三
	14	小 木 尚 輝
	16	佐々木 川 雅 明
函 館 市	1	中 大 限 崇 武
	2	大 吉 村 武 賢
	3	長谷川 平 真
江 差 町	1	岩 見 沢 市
	2	菅 野 義 克
	7	菅 野 孝 己
	8	
	13	

旭 川 市	3	小 柳 博 敬
	5	佐々木 野 浩
	9	矢 野 正 廣
	10	森 田 俊 博
	15	川 上 和 幸
留 萌 市	1	吉 熊 田 美 造
留 萌 市	1	熊 田 辰 勇
留 萌 市	1	天 沼 勝 信
留 萌 市	1	穂 積 和 政
留 萌 市	3	過 井 本 吉
	5	塚 増 田 武 昭
	7	増 本 陽 司
	10	齊 藤 隆 基
	11	嘉 野 田 介
	15	桂 石 井 行
	17	石 井 隆 齋
	20	新 川 哲 靖
	23	小 久 保 秀 孝
	25	寺 嶋 誠 一
	25	竹 内 早 苗
	4	井 上 博 夫
	5	熊 谷 林 秀 政
	6	小 草 友 信
	10	大 友 加 津 美
	16	林 大 信 道
	17	北 野 光 栄
	4	高 橋 勝 人
	11	柳 原 幸 司
	13	

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川春採川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。

（「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び釧路土木現業所並びに釧路市役所に備えて縦覧に供する。） 平成13年11月30日		北海道知事 堀 達 也
公 告		
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）による家畜伝染病の発生についての告示を、平成13年11月22日、次のとおり本庁の掲示場に掲示して示達した。 平成13年11月30日		北海道知事 堀 達 也
北海道告示第1959の2号 家畜伝染病が次のとおり発生した。 平成13年11月22日		北海道知事 堀 達 也
家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生 発生 の 場所 発生 年月日
伝染性海綿状脳症	牛	患者 患者の別 頭数
	患畜	1 天塩郡天塩町 平成13.11.21
支 庁 告 示		
北海道後志支庁告示第11号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年11月30日		北海道後志支庁長 浴 山 正 久
1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	虻田郡京極町字春日1122－1のうち ほか1筆
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	虻田郡倶知安町北1条東1丁目 大 成 ・ 佐 藤 ・ 北 電 興 業 ・ 三 井 共 同 企 業 体 所 長 大 浦 幹 男 虻田郡倶知安町字山田155番地280 熊 谷 ・ 清 水 ・ 地 崎 共 同 企 業 体 所 長 大 塚 拓 美
3	開発許可年月日及び番号	平成13年8月16日 後建指第13－3号
北海道網走支庁告示第26号		

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年11月30日		北海道網走支庁長 太 田 敏 夫
1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	紋別郡雄武町字雄武1504番33
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	斜里郡斜里町本町16番地1 北國ハウス株式会社 代表取締役 河 面 孝 三
3	開発許可年月日及び番号	平成13年8月7日 網走指第13－4号
北海道十勝支庁告示第25号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年11月30日		北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治
1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	河西郡芽室町東芽室北1線20番1、20番8、20番20
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	河西郡芽室町東2条2丁目14番地 芽室町長 常 山 誠
3	開発許可年月日及び番号	平成13年10月23日 十建指第13－12号
北海道上川支庁告示第43号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年11月30日		北海道上川支庁長 馬 籠 久 夫
1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	富良野市南町203番1 ほか9筆（第1工区）
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	富良野市日の出町12番21号 有限会社平田建設 代表取締役 平 田 昇
3	開発許可年月日及び番号	平成13年8月21日 上建設第13－8号
北海道上川支庁告示第44号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ワケシュで作成された政府調達に関する		

協定の適用を受ける。

平成13年11月30日

北海道上川支庁長 馬 籠 久 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア	ソケット付取水管 (チーズ付、散水支管φ75)	18本
イ	ソケット付散水管 (散水支管φ75、L=3,000)	7本
ウ	ソケット付散水管 (散水支管φ75、L=6,000)	203本
エ	ソケット付散水管 (散水管φ50、L=3,000)	76本
オ	ソケット付散水管 (散水管φ50、L=6,000)	954本
カ	チーズ管 (散水支管φ75×50)	72本
キ	チーズ管 (散水支管φ75)	3本
ク	チーズ管 (散水支管φ75)	1本
ケ	エンドブラグ (φ75)	40本
コ	エンドブラグ (φ50)	80本
サ	ソケット付ボール弁 (散水支管φ75)	80個
シ	クロス管 (散水支管φ75×50)	4本
ス	立ち上がりソケット付散水管 (散水管φ50)	555本
セ	ライザー管	555本
ソ	サポート	475本
タ	スプリングラーク (準高圧全回転、#40)	512本
チ	スプリングラーク (準高圧部分回転、#45)	43本
ツ	加圧ポンプ (PTO式)	3個
テ	加圧ポンプ (エンジン式)	3個

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成14年2月28日

(4) 納 入 場 所 北海道上川支庁長の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約事項を示す場所

北海道旭川市永山6条19丁目1-1 北海道上川支庁総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1-1

北海道上川合同庁舎 3階入札室

(2) 入 札 日 時 平成14年1月16日 午後2時 (郵送による場合は、必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税以下「消費税等」という。) 相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1-1

北海道上川支庁総務部会計課

電話番号 0166-46-5111 内線 2225

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

財務規則第51条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

9 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道上川支庁総務部会計課
イ 所 在 地 郵便番号 079-8610 北海道旭川市永山6条19丁目1-1
電話番号 0166-46-5111 内線 2225

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は調達手続の停止が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- a. P.E. joint (machno female to P.E. female) 18
- b. P.E. (Polyethylene) irrigation pipe (P.E. male to P.E. female) 7
- c. P.E. (Polyethylene) irrigation pipe (P.E. male to P.E. female) 203
- d. P.E. irrigation pipe (P. E. male to P.E. female) 76
- e. P.E. irrigation pipe (P.E. male to P.E. female) 954
- f. Tee application P.E. irrigation pipe 72
- g. Tee application P.E. irrigation pipe 3
- h. Tee application P.E. irrigation pipe 1
- i. End plug application P.E. irrigation pipe 40
- j. End plug application P.E. irrigation pipe 80
- k. Ball valve P.E. male to P.E. female 80
- m. Cross application P.E. irrigation pipe 4
- n. P.E. irrigation pipe (Quick to Riser) 555
- o. Riser 555
- p. Support 475
- q. Sprinkler 512
- r. Sprinkler 43
- s. Pressurization pump PTO formula 3
- t. Pressurization pump Engine formula 3
- B. Bid tending date time 2:00 P. M., January 16, 2002
- C. Contact : Accounting Division, Affairs Department, Kamikawa Subprefectural Office, Hokkaido Government, Nagayama 6 Jo, 19 Chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido, Post code 079-8610, Japan, Phone 0166-46-5111 Ext. 2225

投票事務関係員名告示

北海道選挙管理委員会告示第160号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成13年11月30日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

「釧路第一病院	同	鳥取大通4丁目11の9	57.12. 8」を
「医療社団法人美生会	同	鳥取大通4丁目11の9	57.12. 8」に、
釧路第一病院			
「釧路優心病院	同	大楽毛5丁目8の18	57.12. 8」を
「医療社団法人優心会	同	大楽毛5丁目8の18	57.12. 8」に、
釧路優心病院			
「北海道厚生農業協同組合連合会苫前厚生病院	苫前郡苫前町古丹別239		同を
「北海道厚生農業協同組合連合会苫前厚生病院	苫前郡苫前町字古丹別187番地の10	同	同に、
「特別養護老人ホーム石狩希久の園	石狩市八幡町高岡27番9	平元. 7. 3	を
当別長寿園	石狩郡当別町太美町1488	61. 5. 26」	
「特別養護老人ホーム石狩希久の園	石狩市八幡町高岡27番9	平元. 7. 3	
社会福祉法人いしかり福祉会ケアハウスりょくえん	同 花川東93番地10	平13. 9. 3	に改める。
当別長寿園	石狩郡当別町太美町1488	61. 5. 26」	

北海道選挙管理委員会告示第161号

平成8年北海道選挙管理委員会告示第59号（個人演説会等の施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成13年11月30日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

「同	同	東 東町母と子 同	99	110	を削
		町ちのみ3丁目6番2号			

り、					
「同	同 救	浦河町基幹	同	326	280
	伏町486番地の	集落セソタ			
	127	一萩伏会館			を
平 8. 5. 1	様似郡様似町字	郷苫住民セ	様似町長	211	150
	郷苫105	ソター			」
「同	同 萩	浦河町基幹	同	326	280
	伏町486番地の	集落セソタ			
	127	一萩伏会館			
平13.11. 9	同 東	浦河町ふれ	同	224	250
	町かしわ3丁目	あい会館			に改め
	1番1号				
平 8. 5. 1	様似郡様似町字	郷苫住民セ	様似町長	211	150
	郷苫105	ソター			」

道 人 事 委 員 会 規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十三年十一月三十日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則七―一〇一〇

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則七―四〇五）の一部を
次のように改正する。

別表第二イの表備考第一項の表の注②中「無縁従事者の操作の範囲等を定める政令（平成
元年政令第325号）」を「電波法施行令（平成13年政令第245号）」と定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十一月三十日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則一四―四一

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則一四―一）の一部を次のように改

正する。

別表地方労働委員会事務局の項中「課長」を「課長 参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第12号

平成10年北海道人事委員会告示第10号（市町村等へ派遣される職員に係る特地区局及びそ
の級別並びに準特地区局の指定）の一部を次のように改正し、平成13年11月1日から適用す
る。

平成13年11月30日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

第1項の表渡島支庁管内の項中

「	知内町字重内	知内町役場	1	を
「	松前町字福山	松前町役場	2	
	知内町字重内	知内町役場	1	に

改める。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第159号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年11月30日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
拾得物控書（本署用）外15品目 合計 41,416点
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 平成14年2月12日
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011-251-0110 内線 2236

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

(2) 入 札 日 時 北海道警察本部 1 階入札会場

(3) 開 札 場 所 平成13年12月11日 午前10時

(4) 開 札 日 時 (1)に同じ。

(5) 入 札 保 証 金 (2)に同じ。

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税

（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札

保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい

う。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

(1) 郵便による入札は、認めない。

(2) 電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011-251-0110 内線 2236

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも

って入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 そ の 他

(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に

相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業

者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011-251-0110 内線 2236

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

発行編集

行集刷

北海道総務部法制文書課
北海道印刷株式会社